

原告と共に

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会
会報 NO. 9 / 発行：2015年9月
〒612-8082 京都市伏見区両替町9丁目254
北川コンサイスビル203号
TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798
E-mail:shien_kyoto@yahoo.co.jp
Blog:http://shienkyoto.exblog.jp/

第10回口頭弁論の 傍聴に来てください！



第三次提訴デモの様子

7月7日の第9回口頭弁論は、雨ということもあって抽選にはなりませんでしたが、整理券配布時間が過ぎてからも続々と来場いただいたお蔭で、開廷時には満席に近い状態となりました。当日は、第3次提訴も行われました。11世帯

31名の新たな参加で、原告は計58世帯175名になりました。

法廷では、原告側が2つのプレゼンを行いました。

1つは、東電は2008年4月に敷地南側での最大津波がO・P+15・7mとなるという試算結

果を得て、「津波対策は不可避」とする社内向け資料を作っていた②国交省は1999年に、津波高がO・P+8・7mの場合には1〜4号機すべてが浸水するとする津波浸水予測図を作成していた③敷地高を超える津波の到来は予測できたにもかかわらず、東電は津波対策を怠り、国は規制権限を行使しなかった」と

◆原告・鈴木美佳子さんよりメッセージ

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染での、子供の健康被害を心配し、福島市から京都市に避難しております。

事故が起きたとき、私は原子力のことや放射能について全く無知でした。自分が住んでいる県に何基も原発がありながら、何も知らずに生活をしていました。このことが今でも本当に悔

いうものでした。もう1つは、東電が自分たちの主張を補強するものとして引用している東京地裁の裁判例（2013年10月25日）は本件の参考にはならないと主張するものでした。期日報告会のあと、原告・避難者・支援者で京都府災害支援対策本部との話し合いに赴き、「入居後〇年」という独自施策を維持してほしいと要望しました。その甲斐もあって、京都市は「入居後6年まで」の期間延長を決めました。しかし、福島県による区域外避難者に対する

やまれます。少しでも知識があったのなら、被曝を減らせたのではないのか？と思うのです。

私は、やはり少しでも多くの方に、この原子力災害というものを知ってほしいと思います。自分には関係ないとか、原発からは60キロも離れているから大丈夫とは思ってほしくありません。事故前の私がまさにこの考えでした。自分が原発事

第10回口頭弁論期日
・日時：9月29日(火)11:00～
・場所：京都地方裁判所 101号法廷
※10時10分から10時30分まで整理券の交付があります。多くの方の傍聴をお願いします。前回配布した傍聴カードをお持ち下さい。スタンプの捺印を行います。プレゼントもお楽しみに！

故の被害者になるなど、夢にも思っていなかったのです。自分の故郷に放射能が降るといふことが、どんなに辛く絶望的なことか理解してほしいと思います。

私は、多くの方に福島で起きた事故を知って理解してほしいと思います。知っていたこと、理解していただくことが私達の力になると思っています。

◆第9回口頭弁論(7月7日) —準備書面(16)(18)の概説—

7月7日の第9回口頭弁論で原告側が提出した準備書面(16)(18)について、大江弁護士、三上弁護士からその要点を解説してもらいました。

◆準備書面(16)

—津波補論—概説

準備書面(16)は準備書面(13)を補足し、津波高の予測だけでなく、津波による浸水も予測していたことを明らかにしました。

1 まず、津波高の予測精度に関して、原告らは準備書面(13)において1997年段階で通産省



大江智子弁護士

の顧問であった首藤伸夫教授が津波の予測精度には2倍の誤差があり得ると述べていたことを主張しました。原予力安全保

の顧問であった首藤伸夫教授が津波の予測精度には2倍の誤差があり得ると述べていたことを主張しました。原予力安全保

の顧問であった首藤伸夫教授が津波の予測精度には2倍の誤差があり得ると述べていたことを主張しました。原予力安全保

の顧問であった首藤伸夫教授が津波の予測精度には2倍の誤差があり得ると述べていたことを主張しました。原予力安全保

の顧問であった首藤伸夫教授が津波の予測精度には2倍の誤差があり得ると述べていたことを主張しました。原予力安全保

の顧問であった首藤伸夫教授が津波の予測精度には2倍の誤差があり得ると述べていたことを主張しました。原予力安全保

の顧問であった首藤伸夫教授が津波の予測精度には2倍の誤差があり得ると述べていたことを主張しました。原予力安全保

の顧問であった首藤伸夫教授が津波の予測精度には2倍の誤差があり得ると述べていたことを主張しました。原予力安全保

の顧問であった首藤伸夫教授が津波の予測精度には2倍の誤差があり得ると述べていたことを主張しました。原予力安全保

の顧問であった首藤伸夫教授が津波の予測精度には2倍の誤差があり得ると述べていたことを主張しました。原予力安全保

の顧問であった首藤伸夫教授が津波の予測精度には2倍の誤差があり得ると述べていたことを主張しました。原予力安全保

の顧問であった首藤伸夫教授が津波の予測精度には2倍の誤差があり得ると述べていたことを主張しました。原予力安全保

です。さらに、現在の気象庁のHPにも、「現在の津波予測技術では『予想される津波の高さ』の予想精度は1/2〜2倍程度です。」と記載されています。

「将来の地震発生確率等」の30年以内の地震発生確率と一致していません。つまり、国は、長期評価は信用できないなどと言

被告東電は、京都で行われている訴訟と同時に平行して進んでいる東電株主訴訟で、前回期日までの間に浸水の予測に関する準備書面を提出しました。そこで、準備書面(16)

では、東電株主訴訟で東電が提出した準備書面と被告東電の主張の矛盾点を指摘しました。

すなわち、被告東電は、2008年4月の試算結果を準備書面に転載しているのですが、これをみると、特に1号機から4号機の部分は青色から赤色に変色していることが分かります。準備書面の中

★当面の関連訴訟の日程★

- 9月
 - 17日(木) …原発賠償ひょうご訴訟第10回期日 午前10時30分集合、午前11時開廷(神戸地裁)
 - 29日(火) …原発賠償京都訴訟第10回期日 午前10時10分抽選券配布、午前11時開廷(京都地裁)
- 10月
 - 15日(木) …原発賠償関西訴訟第6回期日 午後1時15分抽選券配布、午後2時開廷(大阪地裁)
 - 20日(火) …大飯原発差止訴訟第8回期日 午後2時開廷(京都地裁)
- 11月
 - 19日(木) …原発賠償ひょうご訴訟第11回期日 午前10時30分集合、午前11時開廷(神戸地裁)
 - 27日(金) …原発賠償京都訴訟第11回期日 午前10時10分抽選券配布、午前11時開廷(京都地裁)

◆準備書面(18) —東電の主張に対する反論—の概説

1 東京電力は、東京地裁で平成25年10月25日に出された裁判例を引用し、「司法判断で科学的知見や放射線防護の考え方が考慮されている」などと主張しています。

例とは、東京都練馬区

に住んでいた原告が、福島原発事故により自主避難を余儀なくされ、人格権侵害や精神的損害を受けたと主張して、東京電力に対し、損害や慰謝料等を請求したというものです。

私は、今回、この東京地裁の裁判例は、私たちの訴訟では参考にはならないことについて弁論しました。

2 まず、争点の違いです。東京地裁の裁判例における争点は、東京都練馬区に住んでいた当該事件原告が被ばくにより直ちに健康リスクが増加するという損害を受けたかどうかというものです。一方、本件では、避難及び避難継続行為との因果関係があるかないかが争点と

なっています。

次に、公衆被ばく線量が年間1ミリSvと定められているという点については、東京地裁の裁判例においては、年間1ミリSvを超える量の被ばくをすれば身体・健康上の利益について社会受益が直ちに生じるか否かという、損害論の中に位置づけられています。一方、本件では、避難者が避難者のおかれた状況で避難したり、避難を継続させるということ

が相当で、この避難に基づく損害は通常生じる損害であるという、相当因果関係の問題として位置づけています。

東京地裁の裁判例と本件は、その争点や公衆被ばく線量が年間1ミリSvであるという事実の位置づけが異なるのです。



三上侑貴弁護士

3 また、東

判例は、国内法の定める公衆被ばく線量限度の位置づけが的確ではありません。

原告の避難・避難継続行為に社会通念に照らして相当性があるといえるかどうかを判断する際には、確立した社会規範としての国内法が公衆被ばく線量限度をどのように定めているかが重要です。日本においては、ICRP（国際放射線防護委員会）の1990年勧告についての放射線審議会において十分な審議が行われ、当該審議に基づき、国内法が刑罰を含む厳格な法的担保を講じて、年間1ミリSvを超える被ばくから国民を保護する形で整備されました。日本国内においては、継続して公衆被ばく線量は1ミリSvであり、国民が年間1ミリSv以上の被ばくを受けないよう保護していることは明らかです。

したがって、公衆が被ばく線量年間1ミリSvを超えて被ばくすることは絶対に容認しな

いというのが我が国の法規範であり、法規範も容認しない公衆被ばくを避ける行為が社会通念に照らして相当であることは、社会通念に基づく相当因果関係の判断において重要です。

しかし、東京地裁の裁判例では、国内法の制定経過や、国内法における公衆被ばく線量限度の意義についての主張立証が行われていないため、国内法的確に位置付けた相当因果関係判断がなされていません。

であるようなレベルの線量」としてICRPが勧告した年間1ミリSvを線量限度としています。科学的知見として諸説あるうと、1ミリSvを超える公衆被ばくは容認しないとというのが確立した法規範であり、ここに論争の余地はありません。

しかし、東京地裁の裁判例では、このような科学的知見と国内法の関係が、訴訟当事者からの確に主張立証されていません。

最後に、東京地裁の裁判例は、当該事件原告に権利侵害が生じたか否かを受忍限度論によって判断している点で誤っています。

そもそも受忍限度論というのは、騒音・振動、粉塵、煤煙、排気、臭気、廃汚水、日照・通風妨害、電波障害等などの生活妨害が適法な権利行使によって生じているという類型において、不法行為が成立するか否かを画する判断基準です。

しかし、本件においては、原告が被る損害は、そもそも生活妨害という類型に当てはまりません。仮に適法な権利行使であつても、年間1ミリSvを超える公衆被ばく線量は、理由のいかんを問わず刑罰の制裁をもつて許容しないということとなつていないからです。

仮に空間線量が年間1ミリSvを超えないとしても、福島原発からの放射性物質の外部放出は適法な権利行使とは到底いえませんから、受忍限度論を適用することはできません。

よつて、東京地裁の裁判例は、受忍限度論の理解と適用を誤っているといわざるを得ません。

以上のとおり、この東京地裁の裁判例は、私たちの訴訟では参考にはならないのですから、被告東京電力の主張に根拠がないということは明らかなのです。

（三上侑貴弁護士）

（三上侑貴弁護士）

署名にご協力を！

政府と福島県は、「避難指示区域以外の地域から避難する状況にはない」（子ども被災者支援法基本方針改定案）として、17年3月末での無償住宅提供打ち切りを決め、事実上の帰還強要政策を進めています。

これに対し当会では、東京の避難者団体である「ひなん生活をまもる会」が呼びかけ、当会の母体である「うつくしま☆ふくしま in 京都」（避難者と支援者のネットワーク）が取り組んでいる「避難用住宅の提供打ち切り撤回と、避難用住宅の長期無償提供を求める署名」に取り組んでいます。ぜひ、ご協力をお願いします。

なお署名は、うつくしま☆ふくしま in 京都のブログからダウンロードできます。

<http://utukushima.exblog.jp/>

第3次提訴を行いました！

7月7日、第9回口頭弁論の前に第3次提訴行動が行われました。記者発表の場で、第3次原告の川崎安弥子さんが提訴に至った経過と意思について発言されました。その発言を掲載します。また、同席した第3次原告のうち、お二人の方にメッセージを寄せてもらいました。

川崎 安弥子さん

茨城県北茨城市より
京都市に避難しており
ます川崎と申します。

2012年1月27日に避難してきました。避難当初は子ども3人と暮らしておりましたが、長男は地元でなければ暮らせないと心の葛藤の末体調を崩し、避難して1年10ヶ月後に帰郷してしまいました。

飯原発の距離くらいで
しょうか。

北茨城市の事故後放射線量の最大値は2011年3月16日午前11時40分、毎時15・8マイクロシーベルトでした。市庁舎前モニタリングの観測値です。これは、「年換算で138ミリシーベルトにも達する値」であり、また、「法律で定められた公衆被曝線量限度年間1ミリシーベルト」をはるかに超えています。

0・04ベクレル/立方メートル及び126・43ベクレル/立方メートル、アルファ線総計1・45ベクレル/立方メートル、ベータ線総計1520・99ベクレル/立方メートルとありました。

これらのデータを検索していた時の私の思いは、「避難しなくてもいい、安心なデータがほしい！」というものでした。安心して、安全を確かめたくてデータを検索する日々でした。ところが、情報を知れば知るほど、「ここにはいけない、まず、避難だ。それからまた考えればいい」という思いへと変わっていきま

を押し切ったの避難というものは、家族や友人の一人ひとりに苦しみ悲しみをもたらすものでもあり、子どもたちの被曝に細心の注意を払う生活の中、口にくい放射能のことを説明して回り、家では、ひとり荷造りをする日々が続き、そしてようやく避難当日を迎えるのです。

心理的にも経済的にも切羽詰まった状況の中で、まだ仕事のない新しい土地に家族の反対を押し切って住宅を得るといことは、支援がなければ、普通のサラリーマン家庭では非常に困難なことなのです。

2012年6月21日に衆議院本会議で全会一致で可決した「原発事故子ども・被災者支援法」は、国が、被災した被災者に責任を持つと表明したものです。そこには、「被災者一人一人が、居住・移動・帰還の選択を自らの意思でできるように国が適切な支援を行う」ことが理念とされています。

ところが、先月、自主避難者の住宅支援打ち切りという、選択の権利を奪い、避難者の命綱を切って帰還を促す施策が堂々とまかり通ってしまいました。

新たな復興加速化指針には居住制限・解除準備地域について、2017年3月末までに解除し、その1年後で賠償を打ち切ると書かれてあり、私達のような自主避難者の存在自体、あつてはならないということなのでしよう。

国連人権理事会のグローバル勧告では、「子ども被災者支援法の基本方針を事故の影響を受けた住民や自治体とともに策定するこ

と」や「汚染レベルを年間1ミリシーベルト未満に下げると明記された計画を早急に策定するよう」求められているにもかかわらず、人権無視の施策が続いています。

これまでも一方的な避難解除が行われてきました。はじめに原発再稼働、原発輸出ありきの経済優先のこの国のあり方は、原発事故とそれに伴う放射能汚染がなかったものと



第三次提訴記者会見の様子

第3次原告からのメッセージ

小林 雅子さん

長瀬 美愛さん

今回、原発賠償京都訴訟第三次原告として、皆様のお仲間に入れていただきことになりました、小林雅子です。

私は2011年8月に福島市から京都市に娘と2人で母子避難しています。

原発事故から、4年半が過ぎようとしています。国、東電、福島県は、私たち避難者の切り捨て政策を加速させています。本当に、憤りです。本日に、憤りです。本日の日々です。

『原発事故を起こした加害者が、全く責任を取らない不条理に対して今、声を上げないと一生後悔する。』と思つたのが、提訴を決めた一番の理由です。裁判なんて、初めての経験で、これからどうなるのだろうか？と、多少不安もありますが、皆様、ご協力、ご支援よろしくお願ひいたします。

第3次原告の長瀬美愛と申します。

震災前は、福島県いわき市田人町という山間地の小さな町に、夫と子供4人で住んでいました。その町は、小学校を存続させるために移住者を募り、就農希望者や自然の中で子育てをしたい家族などを積極的に受け入れている町でした。毎年子育て世代の移住者が増え、子供たちが増え、平和に生活していた矢先の事故でした。

原発事故後は、近所の移住者は続々と避難し、私たちも3月14日の原子炉爆発のニュースをインターネットで確認したのをきっかけに、夫の実家のある大阪に避難しました。その後京都に避難しました。京都に避難してきて4年半の間、いろいろな方に出会い、さまざまやり方で助けいただきました。そして、同じ経験をしてきた原告団の方たち、支援者の方たち、弁護団の先生とつながれてうれしく思います。今後ともよろしくお願ひ致します。

原告からの投稿



うのさねいさん

ひだんれんで

福島県に申し入れ

7月27日、福島県ルサで開催された「ひだんれん7・27福島県民集会」と福島県申し入れに、京都原告団として参加してきました。

ひだんれん(原発事故被害者団体連絡会)は、私たち原告団を含



ひだんれんデモの様子

め現在16団体、約2万5千人の被害者を擁した連絡会です。

県民集会終了後、灼熱の福島市街を約100名で練り歩いた後、汗だくでたどり着いた福島県庁では、30名が対県交渉に臨みました。

県庁避難地域復興局の避難地域復興課、避難者支援課、原子力損害対策課の各責任者らと交渉を行い、福島県知事に対して、要請書を提出しました。交渉では、以下のようなやりと

りがありました。

■区域外避難者に対する新しい支援の具

体策は？
— 検討中、決まり次第公表する。いつになるか今は言えない。

■住宅支援打ち切り

に関してこの問題に特化した公聴会のようなものを開いてほしい。打ち切りはしないほしい。被災当事者の話を聞いて対応してほしい。

— 県外避難者情報支援事業の場など、いろんな手段を通じて

みなさんにお知らせしながら、直接お話をうかがう機会をたくさん設けていく。公聴会を開く予定はない。

避難区域指定解除にかかわる質問や要望も複数出しましたが、福島県は一貫して、解除に関しては国の行うこと、国の判断を信頼している、との返答。8月28日までの間で、知事との面談を再要請して、交渉は終わりました。

交渉後、皆クタクタでした。でも、飯舘村の長谷川健一さんが「続けていくしかない。相手がこちらを向いて対応するようになるまで、粘り強く交渉を重ねていこう」と言うと、皆口々に同意しました。

8月26日、県から要請書に対する回答が届きましたが、要請に正面から応える内容ではありませんでした。(全文はこちら <http://hidanren.blogspot.jp/>)

東電の利益追求と国策によって、回復不

能な被害をこうむつた福島県。目先の利益を求めて、国策に盲従したことで、県士も県民の暮らしも守ることができなかつた福島県。福島県はまた同じ過ちを冒して、県民に背を向けているように思えてなりません。

次の福島県交渉は、10月27日の予定です。私たちの声がしっかりと聞き届けられるためには、大きな世論の関心が必要です。今後とも京都原告団と共にひだんれんへの応援を、どうぞよろしくお願ひいたします。

萩原 昌一さん

陳述書説明会とバーベキューに参加して

今回、8月29日に行われた京都南支部の陳述書説明会に参加しました。

原告の大人4名と子ども2名が話を聴きに來られました。参加されたご家族それぞれの立場も



バーベキューで子供達の金魚釣りの様子

境遇が違うことが実際にお話を伺うことで、改めて認識させられました。また担当の弁護士さんとは異なる先生(鈴木先生)とお話をすることにより、思い出されることもいくつかありました。

私が京都へ移住してから、言葉も仕事場も今までとは全く異なった環境での生活が過ぎようとしています。自分の日常生活を無事に迎えられることだけを考え、はつきり言っただけで済ませたいと思います。南支部でのバーベキューでは、雨の中でも参加された皆さんが、大変楽しむことが出来

ました。特に子供たちに好評だったのが金魚すくいと花火です。ここでも原告、支援者の参加された方々の思いが伝わり、とても良い会となりました。特に子供たちに好評だったのが金魚すくいと花火です。ここでも原告、支援者の参加された方々の思いが伝わり、とても良い会となりました。

立場や境遇が異なれど、同じ目標と意思を共有する私たちです。裁判所への参加と各支部での集まりでは顔を合わせませんか? お逢いすることで、わだかまりも(行きたくないな、めんどくさいなどの思いも含めて)無くなると思います。そして勝訴できるようにそれぞれの思いをぶつけていきましょう。

項目ごとに、どんな困難があったか、具体例をあげ説明していただき、分かりやすかったです。当時の状況を思い出したり、そのための資料等(かかった費用の確認など)を用意したりと、陳述書作成が、スムーズにいくために、事前に準備する時間が持てたので、よかったです。

先生の説明の後、みんなで当時の事をふりかえって、確認し合ったり、今の福島の除染の現状、避難先で困難だったことなどを話し合い、気づきもあつたので、それぞれが作成する時に役立てられるのではないかと思います。

参加した杉山美香さんの感想
弁護士の先生から陳述書の書き方について細かく教えてもらい、会に参加出来て良かったです。他の参加者のご意見も色々聞けてとてもためになりました。

8月29日に、向島支部主催の陳述書の書き方説明会を行いました。向島支部以外の原告も含めて8名が出席し、弁護士田辺先生が、陳述書のフォーマットをもとに、説明をして下さいました。

長谷川 沙織さん
向島で陳述書の書き方説明会

しかし、陳述書の内容が、震災時から、今現在までの状況、健康面から生活面と多岐に渡った内容なので、個人的な意見ですが大変だなと思いましたが、記憶が曖昧な事もあり、記録して、大切に



陳述書の書き方説明会の様子(向島)

さよなら原発集会で訴え

9月6日、京都の梅小路公園で「さよなら原発全国集会 in 京都」が開催され、そのイベントで、京都原告団の菅野千景さんが避難者として登壇し、「原発は人間が責任をとれるようなものではない」と再稼働を批判するとともに、避難者が置かれている困難な状況を訴えました。



支援する会の会員になってください

◎1口: 1,000円
口座番号: 00930-0-172794
(郵便振替口座)
口座名称: 原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

※メーリングリストへの登録を希望される方は通信欄にメールアドレスをご記入ください。
※皆さまの会費が会の活動を支えていますので、切り替え及び新規の加入をお願いします。順次、会費の切り替えをお願いしていきますのでよろしくをお願いします。